「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター制度」実施細目

（趣旨）

第1条　この細目は、「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター制度」実施要綱（以下、「要綱」という）の規定に基づいて、実施にあたっての必要な事項を定めるものである。

（登録手続き）

第2条　大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーターの登録は次の手続きによる。

(1)　 大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーターの登録を行おうとする団体は、大阪港湾局に次の書類を提出して登録の申請を行い、大阪港湾局施設管理課長は書類等による審査を行う。

ア　「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター登録申請書」（様式第1号）

(2)　前1号に掲げる手続き終了後、大阪港湾局施設管理課長は「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター」を示すカード（様式第2号）を申請団体の全構成員に交付する。

（留意事項の詳細）

第3条　要綱第6条第1項第3号に規定する大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーターの明示は、第2条第1項第5号に規定する「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター」を示すカード（様式第2号）を携行することによって行う。

2　要綱第6条第1項第4号に規定する活動状況の報告は、毎月の各月末の状況を翌月8日（公休日である場合はその翌日）までに書面等によって大阪港湾局施設管理課長に行うものとし、書面による報告は、「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター実績報告書」（様式第3号）を提出することによって行う。

附　則

この細目は、令和7年4月1日より施行する。